

部署	薬学部
記入者	薬学科

2022 年度（対象年度：2021） 自己点検・評価シート

基準 1	理念・目的
------	-------

I. 自己点検・評価

1 自己点検・評価結果 <評定>

自己点検・評価基準を参照し、「自己評価」欄に「S」「A」「B」「C」の4段階で記入してください。

項目 No.	点検・評価項目 評価の視点	自己評価
①	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。 ○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容# ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性	A
	大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。 ○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表	
③	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。 ○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定	B

2 自己点検・評価

対象年度における組織の状況を自己点検・評価し、その内容を第三者が理解できるよう、「点検項目」毎に、根拠資料を用いて具体的に説明してください。

現状、「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行い、「どのように（基準）」自己点検していますか。	
項目 No. ①	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容：薬学部薬学科においては、薬剤師養成教育に課せられた基本的使命を踏まえて、「薬に関する基礎教育とヒューマニズム教育を徹底し、薬学専門家にふさわしい知識と倫理観を兼ね備え、創薬や医療の現場で活躍できる薬剤師(医療人)を養成する」ことを教育研究上の目的（人材養成に係る目的）として設定している。 ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性：高崎健康福祉大学は、建学の理念（他者の喜びを己の喜びとする「自利利他」の精神に基づく倫理観）に基づき、「健康と福祉にかかわる諸問題を情報処理、福祉、栄養、薬学、看護、理学療法、子ども教育及び農学の観点から総体的に捉え、快適な人間生活の方策を攻究すると共に健康を基調とした人間中心型の福祉社会の創造に貢献できる指導的な人材の養成」という大学としての教育研究上の目的を設定している。薬学部の教育研究上の目的は、「創薬や医療の現場で活躍できる薬剤師(医療人)を養成する」とあり、大学の理念を踏まえた目的である「快適な人間生活の方策を攻究し、健康を基調とした社会の創造」に沿うものとなっている（根拠資料 1：2021 履修ガイド p.10）。
項目 No. ②	教育目標は学則に、付記として別途定められている。 ○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示：教育研究上の目的は、教員に対しては教授会で、学生に対しては入学時に、明示している。また、令和2年度より1年次の学生には「基礎教養ゼミ」の講義にて大学理念・目的を周知している（根拠資料2 「基礎教養ゼミ」講義資料）。 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表：教育目標は、薬学部の「履修ガイド」に記載され、学生及び教職員全員に「履修ガイド」を配布することにより周知されている（根拠資料 1：2021 履修ガイド p.10）。年度始めの4月の教授会では特に学部長より学部教員に大学理念について口頭で周知している。また、ホームページにも公開されている（根拠資料 3 ホームページ https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/concept ）。さらに、受験生、保護者、高校の進路指導教員にも高校出前授業、高大連携事業、オープンキャンパスなどの機会をとらえて、周知を図っている。

項目No. ③	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定：「創薬や医療の現場で活躍できる薬剤師(医療人)を養成する」ため、これまでの教育体制をさらに強化していくことが、必要である。さらに医療に関する知識・技術の急速な進歩、デジタル化の進展、インターネット環境の充実、また少子化による学生数の減少など様々な変化が起こっており、これらに対応する事が必要である。さらに臨床薬学教育の更なる充実のため、令和2年度第3回教授協議会において薬学部教育・研究将来計画を議論し、将来計画委員会を立ち上げ将来の薬学教育の在り方について検討を始め(根拠資料4 令和2年度 第3回教授協議会議事録)、令和3年度に 令和4年度から学部長を委員長とした「将来構想委員会」を立ち上げることとした(資料5 令和3年度第11回教授会議事録 p. 7)。
長所・特徴	*先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの
項目No. ③	将来計画委員会を立ち上げ将来の薬学教育の在り方について検討を始め、令和4年度から学部長を委員長とした「将来構想委員会」を立ち上げることとした。
項目No.	
課題事項	*伸長すべき点、改善すべき点
項目No.	
項目No.	

3 伸長・改善に向けた取り組み

前年度の自己点検・評価の評価結果(【改善勧告】【努力課題】【留意点】等)への対応も含め、伸長・改善に向けた取り組みについて、第三者が理解できるよう、根拠資料を用いて説明してください。

<対象年度における取り組み>

伸長・改善の進捗状況	
*成果の有無を問わない、前年度の自己点検・評価シート作成時点での計画の有無を問わない	
項目No.	
項目No.	

<今年度の伸長・改善計画>

課題事項と伸長・改善方策(到達目標を含む)	
項目No. ③#	令和4年度から立ち上げた学部長を委員長とした「将来構想委員会」において、将来の薬学教育の在り方について実質的な検討を行う。
項目No. #	

4 根拠資料

項目No.	根拠記号	根拠資料の名称
①	1	根拠資料 1 : 2021 履修ガイド p.10
②	2	根拠資料2 : 「基礎教養ゼミ」講義資料
②	3	根拠資料3 : ホームページ https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/concept
②	4	根拠資料4 : 令和2年度 第3回教授協議会議事録
③	5	根拠資料5 : 令和3年度第11回教授会議事録 p. 7

部署	薬学部
記入者	常岡 誠

2022 年度（対象年度：2021） 自己点検・評価シート

基準2	内部質保証
-----	-------

II. 自己点検・評価

1 自己点検・評価結果 <評定>

自己点検・評価基準を参照し、「自己評価」欄に「S」「A」「B」「C」の4段階で記入してください。

項目 No.	点検・評価項目 評価の視点	自己評価	
		現状	改善
①	内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	B	B
	○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）		
②	内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	B	B
	○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備 ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成		
③	方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	B	B
	○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 ○点検・評価における客観性、妥当性の確保		
④	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	A	A
	○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 ○公表する情報の正確性、信頼性 ○公表する情報の適切な更新		
⑤	内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	B
	○全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性 ○適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上		

2 自己点検・評価

対象年度における組織の状況を自己点検・評価し、その内容を第三者が理解できるよう、「点検項目」毎に、根拠資料を用いて具体的に説明してください。

現状、「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行い、「どのように（基準）」自己点検していますか。	
項目 No. ①	<ul style="list-style-type: none"> ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方：公益財団法人大学基準協会の作成している大学評価ハンドブック（根拠資料2-1:2021（令和3）年改訂）に「内部質保証」（Internal Quality Assurance）とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスである。」とある。本学部では上記の「内部質保証」の記載を基本的な考え方としている。3月の教授会で、高崎健康福祉大学管理運営方針の「2. 大学運営」に内部質保証を盛り込む事が報告された。（根拠資料2-1b：令和3年度第6回大学運営協議会） ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担：本学部では組織的な内部質保証に関して、薬学部教授会（全教員参加）が責任を持っている。PDCA サイクルについては学部長・学科長と FD 自己点検・評価委員会にて検討している。企画・設計を含めて教育に関しては教務委員会が、また入学生の選別に関し

	<p>では、入試委員会は担当している。しかしこれらは教授会等で十分な審議はされていない。</p> <p>・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）：薬学教育に関しては、平成 25 年に改訂された文部科学省による薬学教育「薬学教育モデル・コアカリキュラム」（根拠資料 2-2：薬学教育モデル・コアカリキュラム https://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/08091815.htm）に従い、本学部の教務委員会が企画・設計をしている。その企画設計に従い各教員が具体的な授業内容を決定し、内容の適切性・遺漏がないかなどについて教務委員会が検証し、改善・向上に向けた指針を出している。教育の成果については3つのポリシーのアセスメントを行い、各分野の習熟度を算出している（根拠資料 2-3：令和3年度第11回薬学部教授会議事録 p.32-34 3つのポリシーアセスメントチェック表（2021））。大学全体で学生満足度調査を行っている。2021年度の結果は現在学生委員会で集計中であるが、2020年度の結果は報告されている（根拠資料 2-4：令和3年度第4回薬学部教授会議事録 p.38-39）、卒業生の学生満足度アンケート（根拠資料 2-5：令和3年度 第11回薬学部教授会議事録 p.12-14）また学生からの授業評価アンケート及び担当教員以外による授業評価をおこなっている。以上により、カリキュラム編成の再考、講義の質向上を図り、教育の質向上のためのPDCA サイクルを回している。本学では複数種類の入試を行っている（根拠資料 2-6：令和4年度学生募集要項）。</p>
<p>項目 No. ②</p>	<p>○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備 薬学部教授会（全教員参加）：内部質保証に関して最終的に責任を担う組織である。 FD 自己点検・評価委員会：内部質保証に関して具体的に検討し、薬学教授会に報告する。 教務委員会：教育の企画・設計を行い、それらを教授会に提案する。また、結果を審議し個々の教員を含めてフィードバックする。 入試委員会：入試の運用・検証を行い、結果を教授会に報告・提案する。</p> <p>○内部質保証の推進に責任を担う全学的な組織のメンバー構成 薬学部教授会（全教員参加）：教授 17名、准教授 7名、講師 6名、助教 7名、助手 1名 FD 自己点検・評価委員会：教授 4名、准教授 1名 教務委員会：教授 6名、准教授 1名 入試委員会：教授 1名、准教授 2名（根拠資料 2-7 令和2年度 第11回教授会議事録 令和3年度各種委員会メンバー）</p>
<p>項目 No. ③</p>	<p>○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定：本学部では、学位授与方針（DP）、教育課程の編成（CP）・実施方針及び学生の受け入れ方針（AP）を策定し、教育を実施し、学生の習熟度を査定し、適宜改善していくことを基本方針としている。また、学部を取り巻く社会状況、在校生・保護者のニーズも改善のための材料としている。（根拠資料 2-7 令和3年度各種委員会メンバー 将来酵素委員会 p.7）</p> <p>○内部質保証の推進に責任を担う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCA サイクルを機能させる取り組み：教育の成果については3つのポリシーに基づきアセスメントを行い、各分野の習熟度を算出し、カリキュラム作成への反映を試みている。大学全体で学生満足度調査を行っている（根拠資料 2-4：令和3年度第4回薬学部教授会議事録 p.38-39）、ほか卒業生の学生満足度アンケート（根拠資料 2-5：令和3年度 第11回薬学部教授会議事録 p.12-14）も行っている。それらを踏まえ実習の見直し、講義内容の変更をおこなった。（根拠資料 2-8：令和3年度 第8回教授会 p.3-14）。しかし複数の科目が関係する場合など改善は困難をとまらう。各講義については学生からの授業評価アンケートを取り、それに従い、各教員が講義の見直しを行っている。また、半期に数個程度の講義を取り上げ、担当以外の教員による授業参観を行い、講義の質向上を行っている。以上により教育の質向上のためのPDCA サイクルを回している。本学では7種類の形態により入試を行っている（根拠資料 2-6：令和4年度学生募集要項）。それぞれから入学してくる学生には特徴があるが、大学の講義を理解し進級していくために必要な基礎学力に問題があるケースも見られる。ここでは主にストレート卒業率を算出し、それぞれの入試との関係があるかどうかを検証している（根拠資料 2-9：R4 入試委員会補足資料 2月9日）。入試に関しては入試委員会が検討し、最終的には教授会の承認を得る形で進めている（根拠資料 2-10：令和3年度第10回 教授会議事録 p.3-9；根拠資料 2-11：令和3年度第11回 教授会議事録 p.3-9）。</p> <p>○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応：本学部は平成29年度に一般社団法人薬学教育評価機構による評価を受けた。その結果、適合とされたが、内部質保証に関して、「6年制薬学教育プログラムの自己点検・評価結果を教育研究活動に反映させるための組織体制を整備する必要がある。」という指摘をうけた。それに対して、①「薬学部の独自のシステムとして、各年度の開始時期に教員全員からその年度の到達目標を教育、研究そして職務の3項目について、エフォート配分と共に学部長に提出することとし、その報告に関して運営委員会で十分に吟味され、必要に応じて学部長の面談を介して教育、研究、職務に対する不足部分の改善が要望され、教育研究活動の一部の改善対策は行われている。」②「大学全体としてPDCAを効率よく回せるように＜高崎健康福祉大学 内部質保証規程＞を策定し努力をしている。しかし、大学FD・自己点検委員会の評価点検結果を反映させるようなPDCAサイクルが、薬学部としてまだ十分に機能していない。」と回答した（根拠資料 2-12：提言に対する改善報告書）。</p> <p>○点検・評価における客観性、妥当性の確保：教育の実態及び3つのポリシーの妥当性を問うため自己点検シートを作成しそれを検証しながら3つのポリシー定期点検会議を毎年行っている。この会議は本学部の教員に加えて、外部の有識者、本学の在学生も交えて行われ、客観性・妥当性が確保されている（根拠資料 2-13：令和3年度第5回 教授会議事録 p.11-16）。また、令和7年度には薬学教育評価機構による評価を受け、内部質保証の客観性、妥当性確保していく予定である。</p>
<p>項目 No.</p>	<p>○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表：教育研究活動に関しては毎年「教育研究年報」を作</p>

④	<p>製し、関係者に郵送している。この年報にはすべての教員の教育研究活動が報告されている。平成29年度に一般社団法人薬学教育評価機構による評価を受け、結果をホームページに掲載している（根拠資料 2-14：薬学部ホームページ https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/assessment）。詳細は一般社団法人 薬学教育評価機構（根拠資料2-15 http://www.jabpe.or.jp）に掲載されている。薬学共用試験結果（高崎健康福祉大学）を適宜ホームページにて公開している。</p> <p>○公表する情報の正確性、信頼性：薬学教育評価は第3者である一般社団法人薬学教育評価機構によって行われており正確性、信頼性は担保されている。薬学共用試験は全国の薬科大学・薬学部が共通で利用する評価試験であり、薬学共用試験センターにより実施されており、正確性、信頼性は担保されている。</p> <p>○公表する情報の適切な更新：教育研究活動に関しては毎年「教育研究年報」は毎年新しく作成している。一般社団法人薬学教育評価機構による評価は評価を受けた後更新する。次回はR7年の更新を予定している。薬学共用試験結果（高崎健康福祉大学）は毎年更新している（根拠資料 2-16：薬学部ホームページ https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/7e5f0b7e5267b2fb4b0cd7e67719f1f5.pdf）。</p>
項目No. ⑤	<p>○全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性：ストレート卒業率が令和2年度の63.3%から、令和3年度は70.8%に改善した。（根拠資料 2-17：令和4年度第1回 教授会議事録 薬学学習支援センター 別紙）。</p> <p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価：3つのポリシー（DP, CP, AP）に基づき教育・入試について毎年アセスメントチェックを行っている。その結果、改善が認められた項目が多くある。教育に関しては単年度ごとでは効果の評価をするには短すぎる可能性があると考え、6年間の教育を終えた卒業生についても習熟度をチェックしている。その結果でも、改善が見とめられている（根拠資料 2-3：令和3年度薬学部教授会議事録 p.32-34 3つのポリシーアセスメントチェック表（2021））。</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上：教育の質は向上していると考えられるが、今後継続してみていく必要がある。</p>
長所・特徴 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
項目No. ③	大学の講義を理解し進級していくために必要な基礎学力に問題があるケースも見られるため、主にストレート卒業率を算出し、それぞれの入試との関係があるかどうかを検証している
項目No.	
課題事項 *伸長すべき点、改善すべき点	
項目No. ①	・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担：本学部では組織的な内部質保証に関して、薬学部内の組織で体系的に行い、最終的には薬学部教授会（全教員参加）が責任を持っている。しかしこの体制については教授会等で十分な審議はされていない。
項目No.	

3 伸長・改善に向けた取り組み

前年度の自己点検・評価の評価結果（【改善勧告】【努力課題】【留意点】等）への対応も含め、伸長・改善に向けた取り組みについて、第三者が理解できるよう、根拠資料を用いて説明してください。

<対象年度における取り組み>

伸長・改善の進捗状況	
*成果の有無を問わない、前年度の自己点検・評価シート作成時点での計画の有無を問わない	
項目No. #	
項目No. #	

<今年度の伸長・改善計画>

課題事項と伸長・改善方策（到達目標を含む）	
項目No. ①#	内部質保証に関わる学部・研究科内の組織との役割分担について、教授会等で議論する。
項目No. #	

4 根拠資料

項目No.	根拠記号	根拠資料の名称
①	2-1	根拠資料2-1：公益財団法人大学基準協会の作成の大学評価ハンドブック2021（令和3）年改訂 p. 9
	2-1b	根拠資料2-1b：令和3年度第6回大学運営協議会
	2-2	根拠資料2-2：薬学教育モデル・コアカリキュラム https://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/08091815.htm
	2-3	根拠資料 2-3：令和3年度薬学部教授会議事録 p.32-34 3つのポリシーアセスメントチェック表（2021）
	2-4	根拠資料2-4：（令和3年度第4回薬学部教授会議事録 p.38-39

	2-5	根拠資料 2-5 : 令和3年度 第11回薬学部教授会議事録 p.12-14)
	2-6	根拠資料2-6 : 令和4年度学生募集要項
②	2-7	根拠資料 2-7 令和2年度 第11回教授議事録 令和3年度各種委員会メンバー
③	2-8	根拠資料 2-8 : 令和3年度 第8回教授会 p.3-14
	2-9	根拠資料2-9 R4 入試委員会補足資料2月9日
	2-10	根拠資料2-10 : 令和3年度第10回 教授会議事録 p. 3-9;
	2-11	根拠資料2-11 : 令和3年度第11回 教授会議事録 p. 3-9
	2-12	(根拠資料2-12 : 提言に対する改善報告書)
	2-13	根拠資料 2-13 : 令和3年度第5回 教授会議事録 p. 11-16)
	2-14	根拠資料 2-14 : 薬学部ホームページ https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/assessment
	2-15	根拠資料2-15 : 一般社団法人 薬学教育評価機構 http://www.jabpe.or.jp
	2-16	根拠資料2-16 : 薬学部ホームページ https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/7e5f0b7e5267b2fb4b0cd7e67719f1f5.pdf
	2-17	根拠資料 2-17 : 令和4年度第1回 教授会議事録 薬学学習支援センター 別紙)

部署	薬学部
記入者	薬学科

2022 年度（対象年度：2021） 自己点検・評価シート

基準 4	教育課程・学習成果
------	-----------

III. 自己点検・評価

1 自己点検・評価結果 <評定>

自己点検・評価基準を参照し、「自己評価」欄に「S」「A」「B」「C」の4段階で記入してください。

項目 No.	点検・評価項目 評価の視点	自己評価
①	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	A
	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表	
②	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	A
	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性	
③	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	A
	○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等 ＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 ＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等 ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施	
④	学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	A
	○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ＜学士課程＞ ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・適切な履修指導の実施 ＜修士課程、博士課程＞ ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施 ＜専門職学位課程＞ ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施	
⑤	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	A
	○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ○学位授与を適切に行うための措置	

	<ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 	
⑥	<p>学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</p> <p>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定 するための指標の適切な設定</p> <p>○学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p><学習成果の測定方法例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 	A
⑦	<p>教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。#また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	A

2 自己点検・評価

対象年度における組織の状況を自己点検・評価し、その内容を第三者が理解できるよう、「点検項目」毎に、根拠資料を用いて具体的に説明してください。

<p>現状、「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行い、「どのように（基準）」自己点検していますか。</p>	
項目 No. ①	<p>○学位授与方針の適切な設定及び公表</p> <p>薬学科では、課程を修了した者に「学士（薬学）」を授与しており、2017 年度に3つのポリシーをはじめとした方針の見直しを行った。そのうち、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー、DP）の策定にあたっては、綿密にその内容について検討し、表現や記載方法についても第三者が参照しやすいように全学的にある程度の統一を図るとともに、学生を主語にして修得すべき知識、技能、能力などの学習成果を明示した【4-①-1 p.10】。設定した学位授与方針は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 豊かな人間性と倫理観 社会人としての豊かな人間性を支える幅広い教養、薬剤師にふさわしい倫理観を身につけている。</p> <p>(2) 基礎科学的知識・技能 生体及び環境に対する医薬品・化学物質等の影響を理解するために必要な基礎科学的な知識・技能を身につけている。</p> <p>(3) 薬学に関する実践的知識・技能・態度 薬剤師として医療や創薬の現場で活躍するために必要となる実践的な知識・技能・態度を身につけている。</p> <p>(4) 論理的思考力・問題解決能力 科学的思考に基づいた問題発見能力と論理的思考力・解決能力を身につけている。</p> <p>(5) コミュニケーション能力 患者とその家族及び地域住民とコミュニケーションをとり、他の医療専門職のメンバーと連携してチーム医療を推進し、地域医療に貢献できる能力を身につけている。</p> <p>(6) 生涯学習力 薬学や医療の進歩に対応できるように自己研鑽に努める意欲・態度を身につけている。</p> <p>これらは教育目標と併せて「履修ガイド」に記載して学生に周知するとともに【4-①-1 p.10】、外部・社会に対しても大学薬学科 web サイト上で公表している【4-①-2】。</p> <p>薬学部薬学科では、コロナ禍のためメールでの書面会議として令和3年7月13日～8月8日に「3つのポリシー定期点検評価会議」を開催し、本学薬学部の3つのポリシーの点検とそれらに関連した本学教育全般についての点検・評価を、教員15名、学生代表者4名（5年2名、4年1名、3年1名）、学外参画者2名（群馬県薬剤師会会長、群馬県病院薬剤師会会長）、事務員1名で実施した【4-①-3】。本学のDPの合致や妥当性について検証・分析して意見交換を実施することにより評価・検証を行った。アセスメントチェック表は教授会において情報共有されている【4-①-4p.32-34】。今後も定期的な点検・評価を実施していく。</p> <p>薬学科の学位授与方針は、全学的な策定方針に基づき、教育目標に沿って統一された様式で明確に設定され、広く公表されていることより、適切に運用されていると判断できる。</p>
項目 No. ②	<p>○教育課程の編成・実施方針の設定及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の体系、教育内容

薬学科では学位授与方針に掲げる目標を達成するために、学位授与方針と適切に関連した教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー、CP）を策定している【4-②-1 p.11】。策定した教育課程の編成・実施方針は、以下のとおりである。

I. 教育内容

- (1) 幅広い一般知識と倫理観の養成のため、教養基礎科目、人間理解科目、リテラシー科目からなる共通教養科目を設置する。
- (2) 高校までに修得した知識を大学での薬学教育に結びつけるため、数学基礎、化学基礎、生物学基礎といった専門教養科目を設置する。
- (3) 大学入学当初から目標とする医療人像をイメージして積極的な学習意欲を高めるため、薬剤師・医療人の現場を体験する早期体験学習の科目を設置する。
- (4) 薬の専門職としての知識・技能を習得するため、初年度から薬学専門教育を導入し、基礎薬学、応用薬学、医療薬学の各科目による相互に関連した系統的なカリキュラムを設置する。
- (5) 高いコミュニケーション能力と問題解決能力の養成のため、全学年を通じて問題解決型学習、少人数グループ討議、協力型実習などを実施する科目を設置する、

II. 教育評価

薬学科では、学修の達成状況を評価し進級の可否を判断するため、進級要件を設けている。さらに、卒業認定・学位授与に当たり以下に示す卒業要件に基づき、その可否判定を行う。

(1) 進級要件

- ・年次ごとに次年次への進級に必要な進級要件を定め、それを満たす場合のみ進級を認める。
- ・5年次進級時には、それまでの専門必修科目で必要な知識の水準をみだし、卒業研究および実務実習を履修する知識・技能・態度が修得できているかを確認するための「薬学総合演習Ⅰ」の単位の修得と、薬学共用試験の合格を求める。

(2) 卒業要件

- ・卒業時の学修成果は「卒業研究」及び「薬学総合演習Ⅲ」により総合的に評価する。「卒業研究」の評価においては全学生共通の評価ルーブリックを活用する。

・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

薬学部では策定した教育課程の編成・実施方針に基づき、共通教養科目、専門科目を体系的に編成している【4-②-2】。授業科目区分や授業形態等を示すためにカリキュラムマップを作成しHP上に公表している【4-②-3】。また、2019年度には薬学科教務委員会及び教授会での合議の下、カリキュラムマップを改訂した【4-②-4】。授業科目は、「共通教養科目」「専門教養科目」「専門科目」「実習科目」の4つの区分で実施され、これらをバランス幅広く学ぶことによって本学科の目的に沿った人材を養成している【4-②-1 p.12】。授業形態としては、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講している【4-②-2】。

薬学部薬学科では、コロナ禍のためメールでの書面会議として令和3年7月13日～8月8日に「3つのポリシー定期点検評価会議」を開催し、本学薬学部の3つのポリシーの点検とそれらに関連した本学教育全般についての点検・評価を、教員15名、学生代表者4名（5年2名、4年1名、3年1名）、学外参画者2名（群馬県薬剤師会会長、群馬県病院薬剤師会会長）、事務員1名で実施した【4-②-5】。本学のCPの合致や妥当性について検証・分析して意見交換を実施することにより評価を行った。現状のCPは適切であり変更の必要はないものと承認された。アセスメントチェック表は教授会において情報共有されている【4-②-6#.32-34】。今後も定期的な点検・評価を実施していく。

以上のように、教育課程は適切に策定され点検・評価の体制が整えられ広く学内外に公表されていることより、適切に運用されていると判断できる。

項目 No.
③

○適切に教育課程を編成するための措置

・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

大学薬学科の教育課程にはモデルとなるコアカリキュラムがあり、それに対応した教育課程となっている【70③α】。その上で、本学科が掲げる教育課程の編成・実施方針に基づき、共通教養科目75科目、専門教養科目；科目、共通教養科目と専門教養科目の中に早期体験学習を行う7科目、薬学専門教育科目：6科目、実習科目49科目を設置している。このうち専門科目に関して、これまで科目外の扱いであった学力不振者向けの補習授業を選択単位の正式科目「薬学修学ゼミⅡ」として今年度から開講した【70③β】。また、9年次の知識総まとめの科目として、これまでは選択科目の「薬学総合演習Ⅱ」があったが、これを「薬学総合演習Ⅱ」、「薬学総合演習Ⅲ」、「臨床薬学演習」の6科目に分割し、「薬学総合演習Ⅲ」を必修科目としたことで9年次学生全員の教育目標への到達を担保できる教育課程に変更した【70③β】。#

・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

科目の順次性および体系性は十分に配慮して教育課程を編成しており、その全体像を示すカリキュラムマップ【70③α】を教務委員会が改訂し、教授会にて報告・確認している【70③γ】。また、科目の学習段階を表わした科目ナンバリングを導入し、科目間の位置づけを明確にしている【70③β#シラバス目次】。ナンバリングでは、教養科目が3番台、学科科目は433～733番台まで7群に区分し、学修進度に合わせて学生が履修できるよう工夫されている。#

	<ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 本学科では、大学設置基準 54 条に定められた単位制度に基づき、4 単位は 78 時間の学習をもって構成するとしている。このうち、講義・演習においては 48～63 時間、実験・実技・実習においては 63～78 時間をもって 4 単位の授業時間としている。加えて 4 単位の修得には残余分の時間（3～63 時間程度）の自主的な学修（予習、復習等）が必要となる【70③08#14】。5354 年度は新型コロナウイルス対策状況下でありオンライン講義と対面講義のハイブリッドにより進行したが、各科目とも講義資料や課題の配布と実施により適切な学習時間の確保に努めた。ただし、その実効性は学生によって異なっていたと言わざるをえなく、主体的に学習に取り組んだ学生と消極的に臨んだ学生の成績の差が拡大した。# ・個々の授業科目の内容及び方法 個々の授業科目の内容及び方法については、担当教員に依頼して【70③09#s140】作成した翌年度のシラバス案を薬学科教務委員が分担してチェックし、必要に応じて変更を要請している。しかし、5354 年度は前年度からのコロナ禍のため、授業方法についてはオンライン授業と対面講義のハイブリッドに変更になり、オンライン授業については前年度の経験を元に全学的に実施方針を定め、教員に教員に周知して実施した【70③0: #s17043】。# ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） 授業科目の必修・選択等の位置づけについては、上記にも示したように 9 年次選択科目であった「薬学総合演習Ⅱ」を「薬学総合演習Ⅱ」、「薬学総合演習Ⅲ」、「臨床薬学演習」の 6 科目に分割し、「薬学総合演習Ⅲ」を必修科目とした。これにより 9 年間の知識の総まとめとその確認を、一部の学生だけに止まらず全ての 9 年次学生で実施できるようにした【70③05#1689】。# ・学位課程にふさわしい教育内容（初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等）の設定 学士課程にふさわしい教育内容として、初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等について、「基礎教養ゼミ」、「薬学総論Ⅰ」、「基礎薬学演習」、「化学基礎」などの科目を設定してスムーズな薬学専門教育への導入を図っている。これらについても上記の科目の設定や順次性とともに見直しているが、5354 年度は変更の必要性は生じなかった。# <p>○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施# #本学科では、高度専門職である薬剤師の育成に力点を置いているため、学生の社会的・職業的自立には特に力を入れている。初等教育から専門教育までの体系的な講義科目は全てが関連しているが、中でも重要なのは学外の医療関連機関・施設で実施している学外実習である。例年、1 年次には群馬大学医学部附属病院での見学実習【70③05#466】、5 年次には県内外の病院及び薬局でそれぞれ 44 週間ずつ実施する実務実習【70③05#1734】があり、薬剤師の職務に直に触れて学修する。さらに製薬企業・研究所や官庁でのインターンシップもカリキュラムに組み込まれている【70③05#1736】。しかし、5354 度はコロナ禍の影響を受け、1 年次の見学実習は実施できなかった。一方、5 年次の実務実習とインターンシップは関係病院・薬局、官庁の多大なご協力の結果、ほとんどの学修を例年通りに実施できた。一部実施できなかったものについては、代替する補習により補完した。#</p> <p>以上のように、教育課程の編成・実施方針に基づき、学位課程にふさわしい授業科目を開設して教育課程を体系的に編成し、必要に応じて柔軟に対応・検討していると評価できる。</p>
<p>項目 No. ④</p>	<p>○授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） 単位の実質化を図るための措置としての履修登録単位数の上限設定については、薬学科では 24 単位を基本にし、資格取得の要件との関係で必要な特定の学期に限って 26 または 27 単位を上限として、授業外学習時間の確保による単位の実質化を図っている【70④04#149】。この基本を上回る学期を少しでも減らすため 2021 年度に上限設定の見直しを行い、2022 年度入学生から 4 年前期の上限単位数を 27 単位から 24 単位に減らすこととした【70④05#15】。# ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） シラバス内容の整備及び実施については、統一の様式のもと開講全科目で作成し、本学 web サイト上で公開している【70④06】。シラバスの作成にあたっては、教務委員会より全教員に対して記入例を示したうえで作成の依頼をしている【70④07】。シラバスに含む内容は、「科目ナンバー」、「講義目標」、「到達目標」、「学位授与方針との関係」、講義回ごとの「講義内容と講義計画」、「成績評価方法及び基準」、「使用教材」からなり、さらに、単位の実質化を意識した事前学習や事後学習について「授業外学習の内容」を示しオフィスアワーを提示するなど、全教員に学生が学修を計画的に進められるよう学生目線での記載を求めている。授業内容とシラバスとの整合性については、学生による全科目の授業評価アンケートでの調査が行われている【70④08】。# ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 学生の主体的参加を促す授業形態・内容・方法としては、従来型の講義スタイルに加えて、課題解決型学習（SEO）やグループワーク（VJG）を取り入れたアクティブラーニング形式を展開する授業を増やして来ており、「基礎教養ゼミ」、「キャリア形成論」、「生物学基礎Ⅱ」、「薬学総論Ⅰ」、「薬学総論Ⅱ」、「薬学と社会」、「薬理学・衛生薬学実習」、「臨床医薬品情報学」、「テーラーメイド医療学」、「実務事前学習Ⅰ」、「臨床薬学演習」などで実施してきている【70④09】。5353 年度はコロナ禍でオンデマンド型のオンライン授業を行なったために講義科目での SEO 等は行えず、実習も VJG は省略せざるを得なかった。5354 年度は、感染対策の配慮と大教室を利用した対面授業の実施により、多くの科目で SEO や VJG を安全かつ効果的に行うことができた。しかし、依然とし

	<p>て対面授業の実施は半分程度であり、オンデマンド形のオンライン授業では教員と学生との即時的な双方向性のやりとりには限界があった。卒業研究についてもオンラインを用いた発表会を：月に実施し【7040c】、活発な討論が促されたものの対面での議論には及ばなかった。また、学生の主体的な授業内容の復習を促す目的で、毎学期のはじめに前学期の専門必修科目の定期試験を元にした学習フォローアップテストをファイル配布により実施した。#</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 <p>#例年、薬学科では概ねその定員である<3名で実施している。語学系科目や実習科目では、5〜7分割した53〜83人程度のグループやさらに細分割した小グループで実施することで授業の質を維持するようにしている【7040c】。ただし5354年度はコロナ禍により、オンデマンド型のオンライン授業を実施した科目については学生は個人単位での授業参加となっていた。#</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な履修指導の実施 <p>適切な履修指導の実施については、例年、学生全体に対しては前期授業開始時期に学年ごとに教務委員または薬学学修支援センター委員が行なっているが、2021年度は対面での実施は新入生【7040c#19】、4〜6年生に対してのみとし、2年生と3年生にはオンラインでの周知となった。さらに学生個人に対しては、上記のGPAと連動した履修登録単位数の上限の変動も含め、アドバイザーによる履修指導が重要である。本学科では、学生の大学生活全般をサポートするシステムとしてアドバイザー制度を導入し、入学後から卒業まで少人数の学生にひとりずつ教員を割り当て（卒業研究の配属決定後は研究室の指導教員が担当）、履修指導や学習相談、生活相談を行っている【704043#143】。</p> <p>以上のように、単位の実質化を図るための措置や授業形態について、学生の学習を活性化して効率的に教育を行うための措置は多様に講じられているもののコロナ禍により実施できなかったものもあり、より一層の工夫が必要であると評価できる。</p>
<p>項目 No. ⑤</p>	<p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 <p>薬学科は各科目の成績評価及び単位認定を、各年度当初に学生に公開されたシラバスに明記された方法に従って行っている。【4-⑤-1】成績評価の具体的な方法には、通常試験(いわゆる期末試験)結果および受講態度(小テスト、課題を含む)、形成的評価、主として技能・態度に対する評価があり、各講義の担当教員は、担当する科目について最も適していると判断できる方法を、シラバスを通じて学生に提示しているほか、各講義の初回冒頭に評価基準を口頭でも説明している。実習科目の成績評価の方法は提出レポートおよび受講態度であり、その評価基準および認定方法は、講義科目、演習科目と同様にシラバスに明記されており、各実習科目の初回冒頭でも説明している。実習科目の評価は、実習科目共通のルーブリック(および科目独自のルーブリックの併用)による客観的評価を取り入れている【4-⑤-2】。</p> <p>授業における成績評価は当該科目の目的・目標、到達目標をもとに学生の理解度や到達度、学習への意欲等を担当教員が絶対評価で判断する方式で行なっている。2018年度までの試験規定評価では、100点満点中80点以上が「優」、70〜79点が「良」、60〜69点が「可」、60点未満は「不可」としており、このうち「不可」は不合格となり単位認定をしていなかったが【4-⑤-3, #14】、2019年度からは、試験規定評価の「優」をさらに上位と下位に分けが「S・A・B・C・D」の5段階評価としている【4-⑤-4, #14】。</p> <p>本学では、2015年度よりGPAによる評価を導入しており、試験規程評価に応じて1科目あたり4点0点のGPAが加算されるようにしている。D評価または評価対象外の場合のGPAは0点であり、2018年度以前に入学の学生ではこのGPA0点は累積GPAの加算となる。しかし、教育道徳上の観点から公平性が保持できるよう、2019年度入学生からは累積GPAの算出方法を改定し、一度「S・A・B・C」のいずれかの評価がついた科目を再履修して、それ以上の評価を収めた場合に、過去の評価がGPAの算出対象から除外されるようにしている。GPAの値は成績不振の学生に対する退学勧告、履修登録できる単位の上限値の設定、GPAの値を卒業時の学業優秀者の表彰(学長賞)や、学内給付型奨学金、短期海外研修奨学金の支給者の選定と継続審査に利用している。【4-⑤-5, p20】また、GPAの値は学期末ごとの成績表【4-⑤-6】にて各学生に通知し、また、GPAの値の分布【4-⑤-7】をホームページで公開するなど、学生が自身の学習目標にGPA値を活用しやすいようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既修得単位の適切な認定 <p>本学では、入学前の既修得単位の認定制度を学則に定めている【4-⑤-8, 第8章第58条:条】。具体的には、群馬大学との単位互換協定を締結し、群馬大学での科目履修を本学の科目履修として読み替える制度を実施している。このほか、「実用技能英語検定」等の外部資格修得者または海外英語研修参加者を対象とした、英語科目の単位認定制度を設けている【4-⑤-5, #14】。既履修単位の申請があった科目の単位認定は、読み替え対象科目の担当教員による審査が行われたのち、教授会による協議を経て、学長の承認を以って決定をしている【4-⑤-9】。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 <p>成績評価の客観性と厳格性を担保するための薬学科独自の取り組みとして、評価に用いる項目とその寄与率、及び、評価の基準をシラバスに明記し、評価方法を初回講義時にアナウンスしている。【4-⑤-1】。専門科目においては成績評価に用いた確認試験、および、通常試験における正答例と平均点および得点別のヒストグラムを掲示している。これにより試験の難易度の適切性を担保し、学生にとって自身の成績と相対的位置が把握しやすいように努めている【4-⑤-10】。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業・修了要件の明示 <p>授業科目の区分および卒業要件は学則第35条および別表1に規定しているが、履修ガイドにも詳しく記載して学生が確実に理解できるよう努めている【4-⑤-5, #149】。学期末ごとの学生の成績は学生個人のポータルサイトで確認できるほか、成績通知書として</p>

	<p>各家庭に郵送される。この成績通知書には卒業・修了に必要な単位数、および、既修得単位数、不足単位数などが記載されている【4-⑤-6】。</p> <p>○学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 <p>薬学部では卒業研究の単位認定を卒研態度と卒業論文の総合的な評価により行っている。評価方法ならびに評価に用いるルーブリック表【4-⑤-11】は5年次卒業研究ガイダンス時において学生に明示している。卒研態度のうち、プレゼンテーション能力は6年次7月に行われる卒業研究発表会【4-⑤-12】において、専門に関係なく割り当てられた質疑担当者【4-⑤-13】によって評価される。卒研態度のその他の7項目、および、卒業論文は、卒業研究の指導教員によりルーブリック表【4-⑤-11】を用いて評価されている。なお、令和3年度においては、新型コロナウイルスの蔓延拡大により対面式での卒業研究発表会の開催が困難であったため、特別処置として、今後の方針を説明した資料を配布することで卒業研究ガイダンスを代替し、卒業研究発表会も従来の教室でのポスター掲示による発表形式から、オンラインによる発表形式へと変更した。ポスターおよび示説文章はオンラインで1週間程度閲覧可能とし、それに対する質問およびコメントもスレッド形式で行った。なお、電子データの管理の観点から、卒業研究発表会はアクセス権を付与された6年生、大学院生、教職員のみで行い、アクセス権を持たない他学科の学内教員、および、5年生以下の学生への開示は行わなかった。【4-⑤-14】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 <p>学士の学位論文の審査はルーブリック表に基づき、卒業研究の指導教員が行なっている。卒業判定の根拠資料として、卒業論文は定められた期日までに学生自身が薬学事務室に提出することとしており、厳格な受領確認がされている。なお、令和3年度は学生どうしの接触機会を少なくするため、オンラインで電子データを提出する方法を採用した。【4-⑤-15】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 <p>卒業認定および学位授与は薬学科で定める卒業要件に基づき、全教員が参加する卒業判定会議において厳正に可否判定が行われている。学位授与に係る手続は履修ガイドに明示されている。【4-⑤-5, p12】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な学位授与 <p>本学では、薬学科が定めるディプロマポリシーに示した6つの能力・資質について、カリキュラムマップに示した関連専門科目を全て修得することにより、これらの能力・資質を修得したとみなし、学位を授与している。【4-⑤-16】。卒業時の学修評価は「卒業研究」および「薬学総合演習Ⅲ」により総合的に評価され、このことは履修ガイドに明示されている。【4-⑤-5, p16】既修得単位の確認と卒業判定は、2月に開催される卒業判定会議にて行われる【4-⑤-17】。取得単位数が卒業要件に満たなかった学生は留年となるが、次年度の前期末(7月)までに未履修科目の単位修得がなされた場合、9月に卒業判定会議に行い、卒業要件を満たしたことが確認された学生には9月に学位授与を行っている【4-⑤-18】。</p>
<p>項目 No. ⑥</p>	<p>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</p> <p>本学では大学共通の教育評価実施指針(アセスメント・ポリシー)を策定し、ホームページ上に掲載している【4-⑥-1】。薬学科においてもアセスメントチェック表に基づいて、学部長、学科長、教務委員長、自己点検委員会委員により毎年点検が行われている【4-⑥-2】。また、外部評価参画者と教育改善委員(本学の学生)、および自己点検評価シートに執筆に携わった学科教員による、3つのポリシー定期点検会議を毎年開催しており、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの適切性、および、自己点検評価シートによる現状と進捗・改善の状況について、評価を行なっている【4-⑥-3】。なお、令和5年度の6つのポリシー定期点検会議は、書面会議にて行なわれた。【4-⑥-4】。</p> <p>○学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>本学ではアセスメント・ポリシーの対象を1)入学前・初年次、2)在学期間中、3)卒業・修了時の3区分に分割している。1)入学前・初年次の学習成果は各種入学試験結果、入願書類の記載内容、入学後の意識調査、基礎教養ゼミの出席状況等を用いて把握及び評価している。2)在学期間中の学習成果はGPA、修得単位数、学生生活満足度調査結果、学部・学科内で実施する意識調査、離学率、課外活動状況、授業評価アンケート結果、を用いて把握及び評価している。3)卒業・終了時の学習成果は、卒業生へのアンケート調査、就職率、学位授与数、ストレート卒業率、資格取得状況、就職先アンケートを用いて把握及び評価している。【4-⑥-1】</p>
<p>項目 No. ⑦</p>	<p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>薬学科では、教育課程についての点検・評価を実施した結果を適切に活用し、教育の内容や方法についての改善・向上を目指して、種々の方策を検討している。薬学科では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、適切に評価するために定期的な「3つのポリシー定期点検会議」を実施している【70⑦04】。教育課程を適切に編成するための措置としては、カリキュラムマップ【70⑦05】を教務委員会が改訂し、教授会にて報告・確認することにより【70⑦06】、薬学科教職員が一丸となり点検・評価を行っている。また、従来型の講義スタイルに加えて、課題解決型学習(PBL)やグループワーク(SGD)を取り入れたアクティブラーニング形式を展開する授業を増やすことにより、薬学科の教職員全体で、学生の主体的参加を促す授業形態・内容・方法について見直した【70⑦07】。また、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価できているか点検・評価を実施した【70⑦04】。</p> <p>このように薬学科では、大学評価および薬学教育評価に向けて、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行っている。また、定期的に評価を実施するためのツールとして、毎年の自己点検評価シート等の作成を実施している。</p>

	<p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>教育課程及び内容・方法の適切性に関しては、点検・評価のエビデンスに基づいてPDCAサイクルを回していくことに努めている。国家資格等の取得に向けた教育について改善・向上を目指した結果、薬学科では試験結果が改善・向上に至った【70⑦⑥#別紙】。またこれまでは充分とは言えなかった3つのポリシーに対する点検・評価及び改善・向上、委員会やセンターによる活動の点検・評価及び改善・向上、を定期的に実施したことは評価できる【70⑦④】。このように、教育課程・内容・方法の点検・評価と改善・向上に薬学科として真摯に取り組んでいると考えている。</p> <p>現状では、「学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握・評価する」という観点においては、教育評価実施指針（アセスメント・ポリシー）案が策定されているものの十分な検討はできておらず、具体的な調査（アセスメント）も今後実施予定であることなど、未実施である部分も多いため、改善の余地があると考えられる。</p> <p>自己点検・評価の結果を概ね改善・向上に生かしていると考えられる。</p>
長所・特徴	*先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの
項目No. ③	カリキュラムマップ【70③⑥】は、授業科目の関連性、順次性および体系性が一目でわかり、かつディプロマ・ポリシーとの関連まで明白になる見やすく優れた資料である。
項目No. ⑤	独自の取り組みとして、6年間における各学年終了時のGPAと国家試験・卒業試験の可否状況の相関関係を学年開始時のガイダンスにて示し、学生が到達目標を定めやすいように工夫している。【4-⑤-19】
課題事項	*伸長すべき点、改善すべき点
項目No. ①	アセスメントチェック表を活用して、学位授与方針の点検・評価を薬学科の教職員で適切に評価する方法（時期、責任体制など）をさらに検討する必要がある。
項目No. ②	アセスメントチェック表を活用して、教育課程の編成・実施方針の点検・評価を薬学科の教職員で適切に評価する方法（時期、責任体制など）をさらに検討する必要がある。
項目No. ③	オンライン授業の場合、適切な学習時間の確保については学生の態度に依存する面が多いので、学生によりバラツキが生じてしまっている。
項目No. ④	コロナ禍を受けて半分程度の授業はオンデマンド型のオンライン授業であり、即時的な双方向性のやりとりには限界があった。対面授業の拡充もしくはオンライン授業での教員と学生との対話の改善方を検討する必要がある。
項目No. ⑤	卒業論文作成のための基本方針や作成要領は示されていない。また、ルーブリック表に基づく評価の総合点およびその内訳は指導教員間で相互に開示されておらず、客観性の観点から改善が必要である。
項目No. ⑥	アセスメントチェック表を用いたアセスメントは学部長、学科長、教務委員長、自己点検委員会委員により行われているが、アセスメントの時期と責任体制が明示されていない。また、アセスメント結果はどのような形で学内教員に周知していくのかが定められていない。
項目No. ⑦	「学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握・評価する」という観点においては、策定された「教育評価実施指針（アセスメント・ポリシー）案」を十分に検証し、具体的なアセスメント項目や運用方法を検討する必要がある。#

3 伸長・改善に向けた取り組み

前年度の自己点検・評価の評価結果（【改善勧告】【努力課題】【留意点】等）への対応も含め、伸長・改善に向けた取り組みについて、第三者が理解できるよう、根拠資料を用いて説明してください。

<対象年度における取り組み>

伸長・改善の進捗状況	
*成果の有無を問わない、前年度の自己点検・評価シート作成時点での計画の有無を問わない	
項目No. ①	2021年度内に「3つのポリシー定期点検評価会議」を開催した【4-①-3】。 アセスメントチェック表による評価を実施し、評価結果を公表した【4-①-4#p.32-34】。
項目No. ②	カリキュラムマップをKS上で公表した【70②⑥】。# アセスメントチェック表による評価を実施し、評価結果を公表した【4-②-6#p.32-34】。
項目No. ③	オンライン講義における学習時間の確保および講義形態の改善についての検討を行うため、講義見学会を実施して4つの科目について作成した提供資料などを教員間で共有し、相互に批評・講評を行った【70③④; s5;】。
項目No. ④	コロナ禍においてもSEOやVJGを安全かつ効率的に行える手法については、対面授業とオンライン授業のハイブリッドで講義が行われている中でも、SEOやVJGを実施する科目に大教室を割り当てマスク着用・換気や距離確保などにより、対面であっても新型コロナ感染対策に留意した安全なディスカッションが可能になるように配慮して実施した。

項目 No. ⑤	令和3年度はおおむねオンデマンド形式（一部で対面式を採用）で講義が進められた。単位認定の方法に大きな変更はなかった。卒業論文の作成については令和3年度の方法を踏襲した。【4-⑥-5 p6】基本方針や作成要領、ルーブリック表に基づく総合点の相互評価などについては議論されなかった。卒業研究発表会は昨年に引き続きオンラインでの実施となった。令和2年度は6年生と大学院生、教職員のみに開示していたが、今年度は学部5年生の参加を可能とした。
項目 No. ⑥	令和3年度の6つのポリシー定期点検会議は、：月46日から；月；日にかけて書面会議にて行われた。評価結果については教授会にて報告された。【4-⑥-6 p11】 アセスメントチェック表を用いた自己点検評価が行われ、その結果が教授会にて学内教員に周知された。【4-⑥-7 p32-34】
項目 No. ⑦	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価できているか点検・評価を実施した【70704】。

<今年度の伸長・改善計画>

課題事項と伸長・改善方策（到達目標を含む）	
項目 No. ①	「3つのポリシー定期点検評価会議」を定期的に開催する。 学位授与方針の点検・評価を薬学科の教職員で適切に評価する方法をさらに検討する。
項目 No. ②	教育課程の編成・実施方針の点検・評価を薬学科の教職員で適切に評価する方法をさらに検討する。
項目 No. ③	2022年度からは一部科目を除き対面授業となる予定ではあるが、引き続き学習時間の確保と講義の改善に向けて留意していく必要がある。
項目 No. ④	対面授業実施により教員と学生との交流機会を増やし、オンライン授業で代替する時の対策も検討する。
項目 No. ⑤	学位論文審査の客観性を確保するために、卒業研究および卒業論文の総合点およびルーブリック表による評価の内訳を、教員間で共有する方法を議論する。また、卒業論文の作成指針について検討する。
項目 No. ⑥	
項目 No. ⑦	アセスメントチェック表の運用について定期的に検討する。体系的・総合的な学習成果を測定するための指標を設定する。

4 根拠資料

項目 No.	根拠記号	根拠資料の名称
①	1	2021 令和3年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部
①	2	高崎健康福祉大学 web サイト 薬学科教育方針 (https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/concept)
①	3	2021 年度 3つのポリシー定期点検会議議事録 2021-8-8 (令和3年度第5回教授会要項 p11~16)
①	4	令和3年度第11回教授会要項 2022年3月3日
②	1	2021 令和3年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部 (4-①-1と同じ)
②	2	2021 令和3年度シラバス薬学部薬学科
②	3	高崎健康福祉大学薬学部 カリキュラムマップ (https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/concept)
②	4	令和3年度第1回教授会要項 2021年4月2日
②	5	2021 年度 3つのポリシー定期点検評価会議議事録 2021-8-8 (令和3年度第5回教授会要項 p11~16) (4-①-3と同じ)
②	6	令和3年度第11回教授会要項 2022年3月3日 (4-①-4と同じ)
③	1	改訂コアカリ SBO 対応表 (H30 年度点検評価報告書 資料4-4)
③	2	2021 令和3年度シラバス薬学部薬学科 (4-②-2と同じ)
③	3	高崎健康福祉大学薬学部 カリキュラムマップ (4-②-3と同じ)
③	4	令和3年度第1回教授会要項 2021年4月2日 (4-②-4と同じ)
③	5	2021 令和3年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部 (4-①-1と同じ)
③	6	令和3年度第8回教授会要項 2021年12月2日
③	7	令和2年度第9回教授会要項 2021年1月7日
③	8	令和3年度第9回教授会要項 2022年1月6日
④	1	2021 令和3年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部 (4-①-1と同じ)
④	2	令和3年度第11回教授会要項 2022年3月3日 (4-①-4と同じ)

④	3	高崎健康福祉大学 web サイト 公表情報 (http://www.takasaki-u.ac.jp/guide/detakendai/)
④	4	令和3年度第8回教授会要項 2021年12月2日 (4-③-6と同じ)
④	5	2021年度前期 学生による授業評価アンケート集計結果表(科目別) 薬学科
④	6	2021 令和3年度シラバス薬学部薬学科 (4-②-2と同じ)
④	7	令和3年度第2回教授会要項 2021年5月13日
④	8	学生実習書 I～III 令和3年度版 高崎健康福祉大学薬学部編
④	9	令和3年度第1回教授会要項 2021年4月2日 (4-②-4と同じ)
④	10	2021 令和3年度学生生活ハンドブック 高崎健康福祉大学薬学部
⑤	1	2021 令和3年度シラバス薬学部薬学科 (4-②-2と同じ)
⑤	2	基礎化学実習ルーブリック表 (一例として)
⑤	3	2018 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部
⑤	4	2019 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部
⑤	5	2021 令和3年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部 (4-①-1と同じ)
⑤	6	成績通知書の見本
⑤	7	令和3年度後期成績分布
⑤	8	高崎健康福祉大学学則
⑤	9	大4-10 高崎健康福祉大学既修得単位認定規程
⑤	10	成績度数分布表
⑤	11	卒業研究ルーブリック
⑤	12	令和3年度第2回教授会資料 2021年5月13日 (4-④-7と同じ)
⑤	13	2021年度卒業研究ポスター発表会 質疑割り当て
⑤	14	卒業研究発表会での共有版の使い方
⑤	15	卒業研究発表会および卒業論文の提出について
⑤	16	高崎健康福祉大学薬学部 カリキュラムマップ (4-②-3と同じ)
⑤	17	令和3年度卒業判定会議次第 令和4年2月18日
⑤	18	令和3年度薬学部9月卒業判定会議次第 2021年9月2日
⑤	19	令和3年度の低学年向けガイダンスの資料 (GPAと進路の相関)
⑥	1	高崎健康福祉大学 教育評価実施指針
⑥	2	薬学部アセスメントチェック表
⑥	3	2019年度3つのポリシー定期点検会議議事録 2019-6-14
⑥	4	2020年度3つのポリシー定期点検会議議事録 2020-7-16
⑥	5	令和3年度第2回教授会資料 2021年5月13日 (4-④-7と同じ)
⑥	6	令和3年度第5回教授会資料 2021年9月2日
⑥	7	令和3年度第11回教授会要項 2022年3月3日 (4-①-4と同じ)
⑦	1	2021年度3つのポリシー定期点検会議議事録 2021-8-8 (4-①-3と同じ)
⑦	2	高崎健康福祉大学薬学部 カリキュラムマップ (4-②-3と同じ)
⑦	3	令和3年度第1回教授会要項 2021年4月2日 (4-②-4と同じ)
⑦	4	2021 令和3年度シラバス薬学部薬学科 (4-②-2と同じ)

部署	薬学部
記入者	薬学科

2022年度（対象年度：2021） 自己点検・評価シート

基準5	学生の受け入れ
-----	---------

IV. 自己点検・評価

1 自己点検・評価結果 <評定>

自己点検・評価基準を参照し、「自己評価」欄に「S」「A」「B」「C」の4段階で記入してください。

項目 No.	点検・評価項目 評価の視点	自己評価
①	学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。 ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	S
	学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。 ○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施	
③	適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。 ○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 <学士課程> ・入学定員に対する入学者数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 <修士課程、博士課程、専門職学位課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率	S
	学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 ○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	

2 自己点検・評価

対象年度における組織の状況を自己点検・評価し、その内容を第三者が理解できるよう、「点検項目」毎に、根拠資料を用いて具体的に説明してください。

現状、「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行い、「どのように（基準）」自己点検していますか。	
項目 No. ①	学生の受け入れ方針は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえている。 大学ホームページおよび学生募集要項に掲載し、公表および周知している。【①-1、-2】 令和3年度3つのポリシー定期点検会議にて、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の点検を行なった。【①-3】 同会議の検討結果を薬学部教授会にて報告した。【①-4】
項目 No. ②	入学者選抜は、受験希望者の特性に応じて多様な選抜形式（総合型選抜、健大スカラシップ選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜）を実施し、適切に運営している。【①-2】次年度の入学者選抜制度（試験科目や入学者選抜区分ごとの定員）については、教授会で審議し、設定している。【②-1】 学生の受け入れ方針に基づき、総合型選抜では他学部と共通のエントリー資格に追加して、「化学を履修している者」を要件にしている。【①-2】 教員と職員の合同の全学入試委員会と薬学部入試委員会（教員）が組織されており、入学者選抜に関わる体制ができています。入学者

	<p>選抜試験実施については、教員組織と合わせて入試広報センター職員および薬学部事務職員により運営されている。【たとえば、②-2】</p> <p>公正な入学者選抜のために、総合型選抜、学校推薦型選抜および健大スカラシップ選抜で実施する面接は3名の教員が独立して受験生の評価を行なっている。その評価基準も面接教員全体で確認し、統一している。【例えば、②-3】</p> <p>入学者選抜は、薬学部入試委員会での可否基準案を作成し、薬学部入試委員と学部長、学科長での予備判定会議を経て、全薬学部教員が出席する各入試判定会議で審議することで、公正に実施している。【②-4～11】</p>
項目 No. ③	<p>入学定員および収容定員は適切に設定している。</p> <p>収容定員に対する在籍者数は、107.8% (582名在籍/定員540名、令和3年5月1日現在) であり、適切に管理している。【③-1】</p> <p>令和3年度入学者数は95名であり、定員(90名)に対する比率は105.6%と適切に管理している。【③-2】</p>
項目 No. ④	<p>一般選抜 A 日程と学校推薦型選抜のストレート卒業率、また出身高校のストレート卒業率を調べて判定会議における資料として提示した。【④-1】</p> <p>大学共通テストの結果とストレート卒業率を調べて判定会議における資料として提示した。【④-2,3】</p> <p>学校推薦型選抜の対象校および評定基準を定期的に見直している。【④-4】</p>
長所・特徴	*先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの
項目 No. ④	それぞれの入学者選抜区分とストレート卒業率を調べることで、学生の受け入れの適切性について検討を行った。【④-1～3】
項目 No. ④	近隣の指定校に調査を行って、評定平均値の見直しと指定校の追加を行った【④-5】
課題事項	*伸長すべき点、改善すべき点
項目 No. ①	今後も3つのポリシー定期点検会議および薬学部教授会で定期的な検討を行う。【①-4】
項目 No. ②	全国的な入学者選抜制度の変更を見据えて、入学者選抜制度の検証および学生募集方法の検討を継続して行う。
項目 No. ③	令和3年度入学者選抜(令和2年度実施)の結果は、定員90名に対して入学者95名であった。アドミッションポリシーに準拠した適正な入学者選抜を維持していきたい。【③-2】
項目 No. ④	学生の受け入れの適切性について、入試委員会および教授会で定期的に検証する。

3 伸長・改善に向けた取り組み

前年度の自己点検・評価の評価結果(【改善勧告】【努力課題】【留意点】等)への対応も含め、伸長・改善に向けた取り組みについて、第三者が理解できるよう、根拠資料を用いて説明してください。

<対象年度における取り組み>

伸長・改善の進捗状況	
*成果の有無を問わない、前年度の自己点検・評価シート作成時点での計画の有無を問わない	
項目 No. ①	学生の受け入れ方針(アドミッションポリシー)について検証した。【①-3】
項目 No. ②	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生募集活動の方法(オンラインオープンキャンパスなど)について工夫した。【②-12】
項目 No. ③	各選抜区分においてアドミッションポリシーに合致する学生を過不足なく選抜するために、入学定員(入学者選抜区分)に合わせた入学者選抜(入試判定会議)を行った。【②-4～11】
項目 No. ④	学生の受け入れの適切性について、入試委員会および教授会で検証した。【①-4】

<今年度の伸長・改善計画>

課題事項と伸長・改善方策(到達目標を含む)	
項目 No. ①#	3つのポリシー定期点検会議および薬学部教授会で学生の受け入れ方針を定期的に検討する。
項目 No. ②#	全国的な入学者選抜制度の変更を見据えて、入学者選抜制度の検証を継続して行う。
項目 No. ③	入学定員(入学者選抜区分)に合わせた入学者選抜(入試判定会議)を行う。

項目No. ④	学生の受け入れの適切性について、入試委員会および教授会で定期的に検証する。
------------	---------------------------------------

4 根拠資料

項目No.	根拠記号	根拠資料の名称
①	1	https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/concept (大学ホームページ)
①	2	令和4年度 学生募集要項 (令和4年度入学者選抜用)
①	3	薬学部令和3年度3つのポリシー定期点検会議議事録
①	4	令和3年度第5回教授会資料 (p.11～p.16)
②	1	令和3年度第10回教授会資料 (p.6)
②	2	令和3年度第7回教授会資料 (p.1)
②	3	令和4年度総合型選抜面接マニュアル (最終)
②	4	令和4年度総合型選抜判定会議議事録 (最終)
②	5	令和4年度学校推薦型選抜判定会議議事録(最終)
②	6	令和4年度健大スカラシップ選抜判定会議議事録(最終)
②	7	令和4年度一般選抜A日程判定会議議事録(最終)
②	8	令和4年度一般選抜B日程判定会議議事録(最終)
②	9	令和4年度大学共通テスト選抜(前期)判定会議議事録(最終)
②	10	令和4年度大学共通テスト選抜(中期)判定会議議事録(最終)
②	11	令和4年度大学共通テスト利用選抜(後期)判定会議議事録(最終)
②	12	令和3年度第04回教授会資料 p26-p31
③	1	令和3 第2回教授会資料 p42
③	2	令和3 第2回教授会資料 p23
④	1	令和4年度学校推薦型選抜判定会議補足資料
④	2	令和4年度大学共通テスト選抜前期判定会議補足資料
④	3	令和4年度大学共通テスト選抜中期判定会議補足資料
④	4	令和3 第2回教授会資料 p1、p2
④	5	令和3 第11回教授会資料 p4、p5

部署	薬学部
記入者	薬学科

令和4年度（対象年度：令和3年） 自己点検・評価シート

基準6	教員・教員組織
-----	---------

V. 自己点検・評価

1 自己点検・評価結果 <評定>

自己点検・評価基準を参照し、「自己評価」欄に「S」「A」「B」「C」の4段階で記入してください。

項目 No.	点検・評価項目	自己評価
	評価の視点	
①	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	B
	○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示	
②	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	B
	○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女 比等も含む） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 ○学士課程における教養教育の運営体制	
③	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	A
	○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	
④	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	B
	○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用	
⑤	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A
	○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	

2 自己点検・評価

対象年度における組織の状況を自己点検・評価し、その内容を第三者が理解できるよう、「点検項目」毎に、根拠資料を用いて具体的に説明してください。

現状、「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行い、「どのように（基準）」自己点検していますか。	
項目 No. ①	高崎健康福祉大学 大学の求める教員像および教員組織の編制方針に明示されている（根拠資料：6-1）。
項目 No. ②	令和3年度の教員在籍状況は、助教以上の薬学科専任教員は35名で、他に2名の助手が在籍している（根拠資料：6-2）。大学の必要教員数は28名であることから、現状の総数は基準を満たしている。このうち、教授は15名が在籍しており、設置基準では専任教員数の半数（14名）が必要な教授数であるから、基準を上回っている（根拠資料：6-2）。実務家系教員は必要教員数の6分の1（28÷6=4.7）すなわち、5名必要なところ、現在は7名で、その内訳は教授2名、准教授1名、講師2名、助教2名である（根拠資料：6-2）。各教員は高度な専門性を持ち、実務家の講師の1名を除き全員学位を有している。教育の実践については「薬学学修支援セ

	ンター」を組織し、全教育課程を入学前導入教育、低学年教育（1-2年）、中学年教育（3-4年；共用試験対策を含む）、最終学年教育（5-6年；卒業試験・国家試験対策を含む）に分け、効率的に対応している（根拠資料：6-3）。また、6年制薬学で重要な実務教育に対しては「臨床薬学教育センター」を設置し、7名の実務家教員と1名の助手が中心となり、実務実習及びその事前教育に関する教育を担当している（根拠資料：6-3）。教養教育課程は、全学で適切な教育が行えるように教養教育部会を設置し連携を図っている（根拠資料：6-4）。以上のように、教員組織の編成は適切に行われている。
項目No. ③	教員の採用は公募で行い、「高崎健康福祉大学学則」、「高崎健康福祉大学教員資格基準」に加え、薬学の専門性に即した「薬学部における教員採用および昇任昇格における選考基準」を設け、教育・研究実績、社会活動および年齢等を踏まえ、総合的な見地から選考を行っている（根拠資料：6-5、6）。教員採用の過程は、教授の場合は選考委員会を設置し、セミナーおよび面談により適正を教授協議会で審査して決定している（根拠資料：6-7）。また、教員の昇任に関しては、候補者を上記の「薬学部における教員採用および昇任昇格における選考基準」に沿って選定し、教授協議会で面談を行って適性を審査している（根拠資料：6-8）。令和3年度は、臨床病態系の教授1名の公募と選考委員会による審査と、講師1名の准教授への昇任審査が行われた（根拠資料：6-9）。
項目No. ④	全学のFD活動に加え、薬学部独自の研究発表会を年2回開催した（根拠資料：6-10、11）。また「薬学学修支援センター」が中心になり教員の講義見学会をOn lineで行い、教育スキルの向上を目指した（根拠資料：6-12）。
項目No. ⑤	教員組織の点検・評価は、学部の教員全てに適用されている教員自己評価システムによりで、教授協議会のメンバーおよび学科長と学部長により毎年点検されている（根拠資料：6-15）。評価結果は各教員にフィードバックされ、次年度の到達目標の設定に反映されている（根拠資料：6-16）。教員がカリキュラムに対して適切に配置されているかについては、教務委員会で検討され、その結果を受けて学部長と学科長で議論し、教授協議会の審議を経て、教員全員が出席する教授会で周知する方式を採っている（根拠資料：6-17）。
長所・特徴 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
項目No. ②	教務委員会では常に講義担当者の適切に配備されているかを検討し、教員の退職、転出に伴う補充を教員採用システムに従い、適切に行っている。臨床病態系の教授1名の公募と選考委員会による審査と、講師1名の准教授への昇任審査が行われた（根拠資料：6-2）。
項目No. ④	FD活動については、コロナ禍の遷延のため全学のセミナーおよび学内の授業参観をオンラインで行い、研究発表会については感染防止を徹底して実施した（根拠資料：6-12、13）。
項目No. ⑤	教員自己評価システムは、年度初めに各教員が自らの状況に合わせて、研究、教育およびその他の職務（学部運営・社会活動等）の3つの項目について到達目標を設定し、年度終了時に到達度の自己評価を行っている。このシステムは教員の能力向上についてPDCAサイクルを実施する典型になっている（根拠資料：6-14、15）。
課題事項 *伸長すべき点、改善すべき点	
項目No. ②	退職を迎える教授がいるため、専門科目の適切な担当者を検証し、教員の年齢構成と女性教員の割合に配慮しながら教員の募集を行う必要がある。
項目No. ③	FD活動については、学部理念と関連する独自の企画を考える必要がある。

3 伸長・改善に向けた取り組み

前年度の自己点検・評価の評価結果（【改善勧告】【努力課題】【留意点】等）への対応も含め、伸長・改善に向けた取り組みについて、第三者が理解できるよう、根拠資料を用いて説明してください。

<対象年度における取り組み>

伸長・改善の進捗状況 *成果の有無を問わない、前年度の自己点検・評価シート作成時点での計画の有無を問わない	
項目No. ②#	教員組織の点検を、教務委員会および教授協議会で定期的に行う。
項目No. ③	教育組織の点検、教員の募集、採用、昇任等を長期的に計画するために将来構想委員会を設置する。
項目No. ④	学部独自のFDを推進するために、次年度からFD推進委員会を設置する。

<今年度の伸長・改善計画>

課題事項と伸長・改善方策（到達目標を含む）	
項目No. ①#	大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針が、大学イントラの共有文書に明記されていることを周知する。
項目No.	来年度以降の教員採用について、教務委員会と教授協議会で協議する。

③#	
----	--

4 根拠資料

項目 No.	根拠 記号	根拠資料の名称
①	6-1	大学の求める教員像および教員組織の編集方針
②	6-2	履修ガイド2021 41頁 薬学部薬学科教員
②	6-3	高崎健康福祉大学ホームページ 薬学部薬学科 教員紹介 (https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/teacher)
②	6-4	令和3年度薬学部委員会メンバー
②	6-5	高崎健康福祉大学教員資格基準
③	6-6	薬学部における教員採用および昇任昇格における選考基準
③	6-7	平成30年度薬学部教務委員会議事録
③	6-8	高崎健康福祉大学薬学部教授選考委員会報告
③	6-9	採用、承認人事教授協議会
④	6-10	第16回薬学部研究発表会プログラム
④	6-11	第17回薬学部研究発表会プログラム
④	6-12	講義見学会の案内
⑤	6-13	高崎健康福祉大学薬学部教員評価システム
⑤	6-14	薬学部教員評価システム評価票
⑤	6-15	令和3年度第11回教授会資料

部署	薬学部
記入者	薬学科

2022 年度（対象年度：2021） 自己点検・評価シート

基準7	学生支援#
-----	-------

VI. 自己点検・評価

1 自己点検・評価結果 < 評定 >

自己点検・評価基準を参照し、「自己評価」欄に「S」「A」「B」「C」の4段階で記入してください。

項目 No.	点検・評価項目 評価の視点	自己評価
①	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	
	○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示	
②	学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	
	○学生支援体制の適切な整備 ○学生の修学に関する適切な支援の実施 ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ○学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ○学生の進路に関する適切な支援の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施 ○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施	
③	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	
	○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	

2 自己点検・評価

対象年度における組織の状況を自己点検・評価し、その内容を第三者が理解できるよう、「点検項目」毎に、根拠資料を用いて具体的に説明してください。

現状、「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行い、「どのように（基準）」自己点検していますか。	
項目 No. ①	本学では入学するすべての学生が大学生活を問題なく過ごせるよう、大学全体として学生支援のための方針（「学生支援に関する方針」）を定めている（資料7-1）。方針においては、(1) 修学支援に関する方針、(2) 生活支援に関する方針、(3) 進路支援に関する方針と大きく3つに分けて示している。方針に基づき各種支援や環境を整備し、入学時のガイダンスで説明し、支援内容については学生生活ハンドブック（資料7-2）に記載し、学生への周知に努めている。「学生支援に関する方針」は、入学時及び在学時、就職や進学などの進路を含めた総括的な内容になっており、大学は学生にとって生活の場であることに鑑み、適切に定められている。

	<p>る。それぞれの支援内容については、担当部局から学生への周知がなされている。</p> <p>「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行い、「どのように（基準）」自己点検しているか、不明。</p>
<p>項目 No.</p> <p>②</p>	<p>1) 学生支援体制の適切な整備 本学では「学生支援に関する方針」に基づき、後述する修学支援、生活支援、進路支援等を担当する部署を中心に学生支援体制を適切に整備し、学生支援を行っている。また、本学では大学生活のあらゆる問題に対してきめ細かな指導が行き届くよう、教員が全学生を少数数ごとに担当するアドバイザー制度を設けていて、各教員が各部署の協力を得ながら個別的な支援を行う体制を整備している（資料7-2）。</p> <p>2) 学生の修学に関する適切な支援の実施 学生の修学支援は入学前教育から始まり、教養教育、リテラシー教育、専門教育、国家試験対策教育という大きな枠組みのなかで行われている。修学については、教務委員会が協議・対応している。また、学生の基礎学力向上を支援する目的で薬学学修支援センターや修学支援室（新資料7A(web サイト).png)が設けられている。大学全体の学生の基礎学力向上を支援する目的で学習支援センター（資料7-3）が設けられている。さらに、大学全体としてのグローバル人材育成の目的で国際交流センターが設けられていて、関係する修学支援を実施している（資料7-4）。</p> <p>3) 学生の生活に関する適切な支援の実施 学生の生活支援の担当部署として、事務局では学生課が、教員組織では学生委員会が相互に協力しその任にあたっている。主に学生課の担当として、学生の健康・保健衛生への支援、学生の相談に関する支援、防犯・交通安全への支援、学生駐車場や大学バス等の通学支援、アパート・寮・アルバイト等の支援、学内のクリーン化などがある。学生課と教員組織の学生委員会が協働で担当することとして、学生自治組織の学友会の支援、大学祭・体育祭の支援、部活動・サークル活動の支援、様々なハラスメント対策、禁煙化の推進等がある。学生の相談の体制については、下記のカウンセリングルーム以外にも、学生課窓口、関係部署窓口、アドバイザー教員など複数の窓口が利用できるように整備されている。これらについてはわかりやすく配付資料やホームページなどで公開している（資料7-15～17【ウェブ】）。</p> <p>ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備として、「セクシャルハラスメントの防止と対策のためのガイドライン」（資料7-2 p.99）、「ハラスメント防止及び対策ガイドライン」（資料7-2 p.95）を定め、学生の危機管理を扱う危機管理委員会を設置し、様々なハラスメントの防止と対策にあたっている（資料7-18～19）。学生にはハラスメントの内容やハラスメントを受けたと感じたときの対処について、入学時のガイダンスでリーフレット（資料7-20）や学生生活ハンドブックを用いて説明している。</p> <p>② 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮として、保健室は学内2箇所（1号館・4号館）に設置し、養護教諭・保健師が勤務し、学生生活における心身の健康サポートを行っている。保健室では、怪我や病気に対する応急処置や健康相談業務を請け負うが、令和2年より健康管理センターと連携し定期健康診断後の保健指導等もを行っている。また救急車要請が必要と思われる状況では、本学の附属クリニックと連携し、より適切な判断と迅速な対応が可能となり機能が強化された。保健室利用状況は資料の通りで（資料7-21）、利用理由は多岐にわたっている。ベッドでの休養者の中には、ストレスや生活リズムの乱れからくる心身の不調により複数回利用する学生もみられる。保健室は安心して休養や相談ができる場所であり、時には避難場所としての役割も果たしている。なお、令和2年度はCOVID-19対策によりオンライン授業が導入されたため、保健室利用者は少なかった。平成28年度と平成30年度の大学全体の「満足度調査」には保健室の「利用者の満足度」を尋ねた項目があるが、その結果は82.3%、87.9%（「とても満足」「だいたい満足」の合計）と高い満足度を示している。保健室に関わる支援は適切に実施されている（資料7-6-1 p.13、資料7-6-2 p.12）。また、学生の心の健康への配慮のため、学内にカウンセリングルームを置き、心理カウンセラー（臨床心理士）が週4回学生の相談業務にあたっている（新資料7B（印刷用）R3第01回教授会資料pwありPDFp74).png)。大学全体の学生の相談件数は長期的に増加傾向にあり（資料7-22）、精神的な問題に悩む学生の多さを見とることができる。カウンセリングルームは夏季・春季の長期休業中も開室し学生の相談業務にあたるるとともに、来室に抵抗を感じる学生のために電話及びメールでの相談にも応じる態勢をとっている。令和2年のCOVID-19における休講中には電話とメールのみの相談体制に切り替え、長引く在宅生活の中で不安を訴える学生への支援を行った。平成28年度と平成30年度の大学全体の「満足度調査」にはカウンセリングルームの「利用者の満足度」を尋ねた項目があるが、その結果は80.7%、95.2%（「とても満足」「だいたい満足」の合計）と高い満足度を示している。カウンセリングルームに関わる支援は適切に実施されている（資料7-6-1p.13、資料7-6-2 p.13）。学生の保健衛生への配慮については、全学で保健・衛生委員会が組織され、感染症の対策等に取り組んでいる（資料7-23）。新入生には新入生ガイダンスにてコロナ感染対策の周知を行い、保健衛生委員を中心に薬学部全学生の体調管理に取り組んでいる（新資料7C（印刷用）R3第01回教授会資料pwありPDFp89).png)。その他の健康対策として本学では「キャンパス内禁煙化」を実施していて、学生の健康維持・増進のため学内すべてを禁煙とし、禁煙の啓発に努めている（令和3年4月の本学学生「禁煙アンケート」結果によると、喫煙非経験者は94%、現在喫煙継続中の者は1.1%である（資料7-29））。また、本学は健康・体力の保持増進を目的とし、フィットネスルームを設置し、学生・教職員に対し施設の積極的な利用を促している。学生の防犯・安全への配慮・啓発については、高崎警察署の協力を得て、全1年生を対象に防犯講話を行っている（内容は一般犯罪、交通安全、薬物、性犯罪、各種勧誘等）。実施後の感想文では防犯・交通安全の意</p>

	<p>識がよく啓発されていることがわかる(資料7-30)。以上、全体として見ると、「学生の心身の健康、保健衛生及び安全等への配慮、学生の相談に応じる体制」は適切に実施されている。</p> <p>4) 学生の進路に関する適切な支援の実施 学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備として、キャリアサポートセンター(CSC、専任職員・キャリアカウンセラー等)が中心となり、支援する体制をとっている。 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施として、「キャリアアップ講座」(資料7-31)、インターンシップの実施(資料7-32)、保護者を毎年開催し(資料7-33 → 新資料7D(webサイト).png, 新資料7E(webサイト).png)、保護者とともに学生のキャリア形成を支援している。CSCではキャリアカウンセラーは常駐であり、いつでも学生の相談に応じられる態勢をとっており(資料7-34)、学生の内定獲得に役立っている(資料7-35)。また、筆記試験対策として「SPI対策講座」(資料7-36)、「公務員試験対策講座」(資料7-37)を開講し、小論文試験対策として小論文添削指導を実施している。平成28年度、平成30年度の大学全体の「満足度調査」にはCSCの「利用者の満足度」を尋ねた項目があるが、その結果は77.3%、77.5%（「とても満足」「だいたい満足」の合計）と良い満足度を示していて、CSCの活動の適切さを表している(資料7-6-1 p.16, 資料7-6-2 p.15)。学部からの進学等により、就職していない大学院学生の進路指導については、指導教員が責任をもって対応している。以上、全体としてみると、学生の進路選択や就職に係る支援は適切に実施されている。</p> <p>5) 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施 本学では部活動・サークル活動を学生自治組織である学友会(新資料7F-1(webサイト).png, 新資料7F-2(令和4年度学生総会配布資料PDF).pdf)を通して、活動費や施設整備、競技会支援等で日常的に支援している。</p> <p>6) その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施 ボランティア・市民活動支援センターの社会貢献活動の、学生スタッフの活動について、学生が主体の学生支援の仕組みとしてよく機能している(新資料7G(webサイト).png)。#</p>
項目 No. ③	<p>1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 本学の学生支援は、日常的にはそれぞれの支援を主として担当する部署や教員が、本学の学生支援方針に則り、情報収集と点検・評価を行い支援活動の改善に取り組んでいる。学生委員会では、毎年、全学生を対象に学生の生活実態の把握と満足度を測るための「満足度調査」(資料7-6-1~4)を実施し、学生支援活動の適切性を点検している。</p> <p>2) 点検・評価結果に基づく改善・向上 「満足度調査」(資料7-6-1~4)を実施し、学生支援の内容や質の面での改善・向上は適宜行われているところであるが、大学の施設設備面における改善も、学生の要望を受け適宜行っている。</p>
長所・特徴	*先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの
項目 No.	
項目 No.	
課題事項	*伸長すべき点、改善すべき点
項目 No.	
項目 No.	

3 伸長・改善に向けた取り組み

前年度の自己点検・評価の評価結果(【改善勧告】【努力課題】【留意点】等)への対応も含め、伸長・改善に向けた取り組みについて、第三者が理解できるよう、根拠資料を用いて説明してください。

<対象年度における取り組み>

伸長・改善の進捗状況	
*成果の有無を問わない、前年度の自己点検・評価シート作成時点での計画の有無を問わない	
項目 No.	
項目 No.	

<今年度の伸長・改善計画>

課題事項と伸長・改善方策(到達目標を含む)	
項目 No. #	
項目 No. #	

4 根拠資料

項目 No.	根拠記号	根拠資料の名称
--------	------	---------

A	新資料 7A(web サイト). png
B	新資料 7B(印刷用) R3 第 01 回教授会資料 pw あり PDFp74). png
C	新資料 7C(印刷用) R3 第 01 回教授会資料 pw あり PDFp89). png
D	新資料 7D(画面表示用) R3 第 04 回教授会資料 pw あり PDFp33). png
E	新資料 7E(画面表示用) R3 第 04 回教授会資料 pw あり PDFp34). png
F-1	新資料 7F(web サイト). png
F-2	新資料 7F-2(令和 4 年度学生総会配布資料 PDF). pdf
G	新資料 7G(web サイト). png

部署	薬学部
記入者	薬学科

2022 年度（対象年度：2021 年度） 自己点検・評価シート

基準8	教育研究等環境
-----	---------

VII. 自己点検・評価

1 自己点検・評価結果 <評定>

自己点検・評価基準を参照し、「自己評価」欄に「S」「A」「B」「C」の4段階で記入してください。

項目 No.	点検・評価項目 評価の視点	自己評価
①	<p>学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。</p> <p>○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示</p>	B
②	<p>教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。</p> <p>○施設、設備等の整備及び管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 <p>○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み</p>	B
③	<p>図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。</p> <p>○図書資料の整備と図書利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 <p>○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置</p>	B
④	<p>教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。</p> <p>○研究活動を促進させるための条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制 	B
⑤	<p>研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。</p> <p>○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程の整備 ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・研究倫理に関する学内審査機関の整備 	B
⑥	<p>教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	B

2 自己点検・評価

対象年度における組織の状況を自己点検・評価し、その内容を第三者が理解できるよう、「点検項目」毎に、根拠資料を用いて具体的に説明してください。

現状、「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行い、「どのように（基準）」自己点検していますか。
--

<p>項目 No. ①</p>	<p>本学では、「教育研究環境の整備に関する方針」を以下のように明確に定めている（資料；㉔）。#</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 校舎・施設・設備等の整備# 5. 情報環境の整備# 6. 障がい学生支援# 7. 図書館の整備# 8. 教育研究環境の整備# 9. 研究倫理遵守体制の整備# <p>本学は、校地・校舎・施設・設備に関しては、総務部総務課が一元的に管理しており、適切性は必要に応じて検証している。図書館に関しては、図書館運営委員会および図書館において図書・雑誌・電子ジャーナル・データベース等の選定・運用を検証し、改善を図っている（資料；㉕、；㉖、；㉗、大学基礎データ表 4）。研究倫理に関しては、研究倫理委員会、動物実験委員会、遺伝子組換え実験安全委員会が定期的な検証を行い、必要に応じて改善策を提案している（詳細は項目⑤に記す）。</p>
<p>項目 No. ②</p>	<p>○施設、設備等の整備及び管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等機器、備品等の整備 全教員にデスクトップパソコンが貸与されている。学生が使用するパソコンは、コンピューター実習室に 108 台、図書・資料室にも情報検索、蔵書検索専用 PC を設置しており、授業時間以外でも開放されているため学生は自由に利用でき授業の予習復習に活用している。全てのパソコンは学内イントラに接続しており、インターネット環境も整備されている。また、学内用 Wi-Fi 環境も整備されており、授業等で適宜インターネットに接続することができる。 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 校舎の安全・衛生を確保するシステムについては、全体は法人事務局が執るようになっている。各学部建物の各種法定点検管理、保守点検管理、環境衛生管理については各学部事務室において実施し、その結果を法人事務局に報告することで、管理・確認している。特に、環境衛生については各校舎内にアルコール除菌・検温装置を設置し、実験実習施設においては定められた基準に適合する形で管理運営されている。また、定期的に外部業者による清掃を行っている。防犯対策としては、館内出入口や各フロアーに屋内用防犯カメラを、学生駐車場に屋外用防犯カメラを設置するとともに、平日は業務委託している警備会社が 57 時間の常駐警備を行っており、夜間においては 698 日、警備員が校舎内外を巡視して安全を確保している。# 設備についても、各学部必要な教育研究用機器備品等を予算会議にて精査し、設置基準以上の標準の設備を整備している。また、その維持管理は、学園の経理規程、固定資産および物品管理規程に準じて法人事務局の責任において行っている（資料；㉘、；㉙）。# ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 障がい者の受け入れも考慮し、バリアフリー化を目指して整備してあり、その他点字ブロック、障がい者用トイレ、障がい者用駐車スペース、階段スロープ、手すり等を設け障害者が利用しやすいように整備している。障がい学生支援委員会を設置し、身体的な障がいをもつ学生に加えてメンタルな障がいを持つ学生に対しても、教育上の配慮などを教員間で共有し、障がいを持つ学生が学ぶことのできる環境を整備している（資料 8-7）。 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 学生の自習室は、4 階に 1 室設けている。一部の講義室、演習室、ラウンジ、食堂を時間外にも開放し、予習復習を含む学生の学習や討論の場として活用している。 <p>○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み</p> <p>学生は入学時の、入学時ガイダンスやフレッシュマンキャンプ等で、情報倫理についての学修を行っている。学生ハンドブックにはコンピューター利用規定、メールサービス利用規定、情報モラル規定が記載されている。新任教職員については、着任時にガイダンスを実施している。また平成 30 年度より、教員用マニュアルを作成し、イントラネットにてアクセスできるように整備した（資料 8-8）。</p>
<p>項目 No. ③</p>	<p>○図書資料の整備と図書利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 本学図書館は薬学部図書・資料室以外に、大学図書館（以下、本館）、分館およびで構成され、全館が図書館運営委員会により一体として運営されている（資料 8-2）。図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備状況は、令和 3 年度において図書の冊数は 124,489、この内開架図書は 107,878 で、視聴覚資料も 4,266 を所蔵している（資料 8-4）。 雑誌は、冊子体から EJ に極力切り替え、利用者の利便性向上と雑誌スペースの効率化を図っている。令和 2 年度末では EJ は 9,188 種、DB は 12 種の利用が可能になっている。EJ・DB を含む資料費は毎年増加している。また、EJ は、年間購読のほか Pay-Per-View (PPV) による論文単位の購入もしている。図書館の資料費は年々増加傾向にあるが、多くは EJ・DB の契約数増加と価格高騰によるものである。平成 25 年度から資料費の割合が、EJ・DB が 50%以上を占めている（大学基礎データ表 1）。 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 国立情報学研究所 (NII) の目録所在情報サービス (NACSIS-CAT/ILL) に参加している。図書館間相互貸借により、学内外の利用者への利便を図っている（資料 8-3）。 ・学術情報へのアクセスに関する対応

	<p>学術情報の発信に関しては、「群馬県地域共同リポジトリ (Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes : 通称 AKAGI) 」にて、一部の紀要論文と博士論文を公開している。なお、このリポジトリは群馬大学が設置する群馬大学学術情報リポジトリ・システム上で運用されており、コンテンツの登録を参加機関が各自行うものである。なお、AKAGI は令和4年度末にサービスを終了するため、その後は JAIRO にて公開する予定である。また、博士論文については本学ウェブサイトでも公開している (資料 8-9)。</p> <p>また、群馬県立図書館の横断検索システムに参加し、本学図書館の所蔵資料公開を行うことにより、本学関係者以外にも利便を図っている。</p> <p>・学生の学習に配慮した図書館利用環境 (座席数、開館時間等) の整備</p> <p>開館日数等については、令和2年度は本館および薬学・図書資料室 192 日、分館 193 日である (資料 8-4 表 32)。昨年は、COVID-19 による入構制限に伴い、閉館日が増えている。また、閉館時間も、対面授業が減少したことを受け、17 時まで短縮した。通常時の開館時間は、3 館一律ではないが、中心館となる本館は、平日 20 : 00 まで開館している。また、全学部とも概ね必修科目が 5 限 (16 時 30 分~18 時) までに設定されており、6 限 (18 時 15 分~19 時 45 分) に設定されているのは概ね資格関係の選択科目であることから、多くの学生の学習には対応できていると考えられる。令和2年度の延べ利用者数 15,232 人、貸出冊数 7,172 冊。令和元年度の延べ利用者数 97,119 人、貸出冊数 19,061 冊と比較すると減少している。これは、COVID-19 による入構制限により、来館者が減少したためであるとみられる。本館、分館、薬学部図書・資料室の総床面積 1583.62 m²、閲覧席数 289 席で、学生に対する座席数の割合は、11%である (資料 8-4)。本学の施設・設備は、前述のとおり、全学共用のスペース、例えば体育館、食堂および各種支援センター以外は学部単位でそれぞれの教育研究を実現するため実習室・演習室および研究室が整備されており、そこに設置してある設備・機器等はその学部の特性に応じて割り当てられている。また、学生が使用するパソコンは、各学部の専用校舎に PC 室等の名称で、それぞれ設置されており、薬学部薬学科のある 7 号館には 108 台設置されているほか、他学科に設置されているパソコンも利用できる。これらのパソコンは授業時間以外でも利用が可能であり、授業の予習復習に活用されている。</p> <p>図書館の利用方法に関する指導については、図書館独自で新入生を対象に利用ガイダンスを実施している。さらに、学科からの要望があれば、DB 等利用ガイダンスも行っており、学生に浸透してきている。令和2年度は COVID-19 により利用ガイダンスは中止、DB 等利用ガイダンスは動画や資料配布で対応した。また、新刊紹介やテーマ展示を学生の生活・学習支援のための情報提供として、取り組んでいる。</p> <p>図書館では、図書館報「藤波」を年 1 回発行し、教員推薦図書の紹介のほか、図書館概要を教職員・学生に報告している (資料 8-10)。</p> <p>○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置</p> <p>本館 2 人、分館 2 人、薬学部図書・資料室 1 人が専任職員として、さらに 4 人の臨時職員が図書館業務を担当しており、およそ 9 割が司書資格を有している。</p>
<p>項目 No. ④</p>	<p>教員の研究環境の整備については、原則として助教以上の教員には研究室が与えられ、各研究室には机、椅子、書棚等の事務機器およびパソコン、プリンター等の OA 機器と LAN ネットワークが備えられている。これとは別に 4 つの研究実験室があり、各講座の教員が教育・研究に活用している。</p> <p>研究費は数種類を予算計上している。個人研究費は、個人の研究のための経費で、職位に応じた予算配分となっている。具体的には、助手が 10 万円、助教が 20 万円、講師以上が 40 万円と決められており、その金額からコンピューター使用料を差し引いた額を年度内に使用できる (資料 8-11)。卒業研究費は毎年度において各研究室に配属された卒業研究生の人数によって予算を決めている (資料 8-12)。同様に、専門研究費は毎年度において指導する大学院生の人数によって予算を決める (資料 8-13)。講座研究費は講座ごとに予算配分され、その講座に所属する教員の職位と人数によって予算額が決定する (資料 ;α7)。また、各教員の前年度の実績と当該年度の計画に対して教員相互のピアレビューを実施し、その結果をもとに当該年度の講座研究費の配分額を決定している。この他に、学部・学科間の枠を超えた研究課題を学内公募し、研究の活性化を促すことを目的としている学内研究交流助成金制度がある。総額は年間 500 万円で、応募提案の採択は、大学運営協議会での審査を経て学長が決定する (資料 8-15)。</p> <p>外部資金の獲得に関しては、明文化している支援はないが、種々の場面で科学研究費補助金や外部団体からの共同研究費・受託研究費などの外部資金獲得を奨励している。令和6年度の科学研究費補助金の新規採択件数は**件、補助金総額は***円であった (試料 ;α9)。また、令和6年度において外部団体から獲得した共同・継続研究費および奨学寄付金等の状況は**件、***円であった (資料 ;α:)。#</p> <p>教員の研究時間および研究専念期間の組織としての保障は明文化されていないが、週 4 日の研修日制度があること、および長期休業中の業務は教員の自主性に委ねられていることを活用することで、研究時間は確保できていると考えられる (資料 ;α;)。#</p> <p>研究活動の支援にあたる WD の確保、つまり大学院生の確保は充分にできているとは言えない。しかしながら、令和7年度には 6 名の大学院生が入学を予定しているなど、改善の兆しも認められる。#</p>
<p>項目 No. ⑤</p>	<p>本学には高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程 (資料 8-19) に基づき、外部有識者を含む研究倫理委員会が設置されている。研究倫理委員会では、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号、以下「指針」と略)、令和 3 年 6 月 30 日からは「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づいた厳正な審査が行われている。審査申請された研究計画書に対して、各委員は事前審査を行った上で、委員会 (本審査あるいは迅速審査) で審議が行われ、審査申請者は倫理委員会の指摘事項に対して答申し、最終的に委員会で許可が下され、その結果を踏まえた上で、学長が研究承認を与えている。また倫理的問題が軽微</p>

	<p>な研究については、倫理指針に基づく「迅速審査制度」導入し、中でも新指針に沿い研究の軽微ないくつかの変更については報告事項とし、審査者への負担軽減と審査の簡易化を図っている。</p> <p>動物実験に関しては、実験動物の適切な環境における飼養・保管と適正な動物実験の実施のため、高崎健康福祉大学動物実験等の実施に関する規程(資料 8-20)を定め、動物実験委員会を設置している。学内で新たに動物実験を実施する者(教員、研究員、大学院生、学部生)は、動物実験委員会が主催する講習会を受講しなければならない。動物実験に関しては、動物実験に関する基本的な理念である「3Rの原則(Refinement, Reduction, Replacement)」が遵守された動物実験が実施されている。また、平成30年度に、外部機関により、本学動物実験室の設備、運営について、第三者評価(動物実験に関する外部検証)が行われ、実施体制・実施状況ともに概ね適正に実施されているという評価を受けた。</p> <p>遺伝子組換え生物を使用する実験研究は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97条)」および「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省令第1号)」に基づき作成された、高崎健康福祉大学遺伝子組換え実験安全管理規程(資料 8-21)を遵守している。研究を適正に遂行するために、高崎健康福祉大学遺伝子組換え実験安全委員会(以下、安全委員会)を設置して、全ての実験は事前に実験計画書を作成し、安全委員会の審査を経て学長の承認を得て行っている。なお、遺伝子組み換え生物を使用した実験は、メールによる電子審査を導入し迅速な審査が行えるようになっている。また、研究活動における不正行為への対応については、高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程(資料 8-22)を定め、公正な研究活動を行うために必要である法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守するための責任体制を整備し研究活動における不正行為防止を推進している。</p> <p>産学官研究活動等における利益相反行為の防止に関しては、高崎健康福祉大学利益相反行為防止規則(資料 8-22)を定めて産学官連携活動を適正に且つ円滑に遂行している。また教職員を対象として、毎年、学内イントラ上で、研究倫理・コンプライアンス順守等の講習プログラムを実施しており、受講後の試験合格者にのみに受講完了証を発行し、研究倫理審査の際は研究責任者、研究分担者には受講完了を確認している。</p>
項目No. ⑥	<p>薬学部では、本学の理念・目的を達成し、教育研究等を円滑に遂行するために教育研究環境の整備について、学生生活・満足度調査の結果や、学園運営委員会における予算会議にて意見等を聴取し、改善に反映させている。#</p> <p>薬学教育機関の教育の質を保証するものとして、(社)薬学教育評価機構による評価を534:年度に受診しており、534:年度に適合認定されている(資料;66)。この評価はおおむね:年ごとに受審することになっており、今回は5357年度前後の受審が想定されている。#</p>
長所・特徴	*先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの
項目No. ④	講座研究費の配分額を一律ではなく、教員相互の評価により決定している。
項目No.	
課題事項	*伸長すべき点、改善すべき点
項目No. ④	大学院充足率が低く、研究支援体制が不十分である。
項目No.	

3 伸長・改善に向けた取り組み

前年度の自己点検・評価の評価結果(【改善勧告】【努力課題】【留意点】等)への対応も含め、伸長・改善に向けた取り組みについて、第三者が理解できるよう、根拠資料を用いて説明してください。

<対象年度における取り組み>

伸長・改善の進捗状況	
*成果の有無を問わない、前年度の自己点検・評価シート作成時点での計画の有無を問わない	
項目No.	
項目No.	

<今年度の伸長・改善計画>

課題事項と伸長・改善方策(到達目標を含む)	
項目No.	
項目No.	

4 根拠資料

項目No.	根拠記号	根拠資料の名称
①	8-1	高崎健康福祉大学 教育研究環境の整備に関する方針

①	8-2	高崎健康福祉大学図書館運営委員会規程
①	8-3	図書館利用案内
①	8-4	図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況
②	8-5	学校法人高崎健康福祉大学経理規程
②	8-6	学校法人高崎健康福祉大学固定資産及び物品管理規程
②	8-7	高崎健康福祉大学 障がい学生支援委員会規程
②	8-8	高崎健康福祉大学教員マニュアル 2021 年 10 月改訂
③	8-9	https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-yakugaku/thesis
③	8-10	藤波 一—高崎健康福祉大学図書館報—
④	8-11	高崎健康福祉大学研究費規程
④	8-12	高崎健康福祉大学卒業研究費規程
④	8-13	高崎健康福祉大学大学院専門研究費規程
④	8-14	高崎健康福祉大学講座研究費規程
④	8-15	高崎健康福祉大学学内研究交流助成金取扱い規程
④	8-16	科研費採択一覧 (当該年度配分額)
④	8-17	外部資金 取得一覧 (当該年度受入額)
④	8-18	高崎健康福祉大学教員の服務細則
⑤	8-19	高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程
⑤	8-20	高崎健康福祉大学動物実験等の実施に関する規程
⑤	8-21	高崎健康福祉大学遺伝子組換え実験安全管理規程
⑤	8-22	高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程
⑥	8-23	本学ウェブサイト (https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty_information/yaku/2513.html)

捕捉：資料 8-3、8-4、8-16、8-17 は古いので、新しい資料を入手次第書き換えます。

部署	薬学部
記入者	薬学科

2022 年度（対象年度：2021） 自己点検・評価シート

基準9	社会連携・社会貢献
-----	-----------

VIII. 自己点検・評価

1 自己点検・評価結果 <評定>

自己点検・評価基準を参照し、「自己評価」欄に「S」「A」「B」「C」の4段階で記入してください。

項目 No.	点検・評価項目 評価の視点	自己評価
①	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	B
	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示	
②	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを#実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	B
	○学外組織との適切な連携体制	
	○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 ○地域交流、国際交流事業への参加	
③	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	C
	○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価	
	○点検・評価結果に基づく改善・向上	

2 自己点検・評価

対象年度における組織の状況を自己点検・評価し、その内容を第三者が理解できるよう、「点検項目」毎に、根拠資料を用いて具体的に説明してください。

現状、「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行い、「どのように（基準）」自己点検していますか。	
項目 No. ①	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示 薬学部教育方針には社会貢献・社会連携に関する直接的な方針の明示は無いが、本学HPにボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センター、公開講座、玉村町連携協力プロジェクト、各活動についてのサイト【<0104】が設けられ、活発な活動により随時更新されており、広く一般公開されている。各活動には委員会が設置されており、ボランティア・市民活動支援センター運営委員会要綱【<0105】、子ども・家族支援センター委員会規程【<0106】が定められており、定期的に委員会を開催し、非常に活発に活動している。学生生活ハンドブック【<0107#5;05<】にもボランティア・市民活動支援センターについて説明書きがあり学生に活動を呼び掛けており、本学の社会貢献・社会連携に対する積極的な取り組みが明示されている。#
項目 No. ②	○学外組織との適切な連携体制 玉村町連携協力プロジェクトについては、平成5<年4月8日に玉村町文化センターで玉村町と高崎健康福祉大学は、健康、福祉、教育、まちづくり、国際交流、地域産業の更新等の各分野における連携協定に調印し【<0204】、特に『医療・福祉』の分野で交流を深め、町民の健康寿命延伸を目指す施策の立案などに共に取り組んでいる。# また、群馬県薬剤師会、群馬県病院薬剤師会とは薬学部教員が両会の理事や役員を務めており、両会の運営および行事開催時には支援をしている。# ○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 # ○地域交流、国際交流事業への参加 地域住民対象とした公開講座については、昨年度（令和3年度）は薬学部担当で開催予定であり、企画を整えパンフレット【<0204】を配布して開催を予定していたが、コロナ禍により中止となった。令和4年度に薬学担当で公開講座を開催予定である。 本学の国際交流はインドネシア、ドイツ、ベトナム、オーストラリア、台湾、フィンランド、タイからの9大学と学術定期学術提携しており、平成26年より研修交流を行っている。平成31年度はコロナ禍により中止となったが、令和2年よりオンライン交流を開始し交流を再開している【<0204】。
項目 No. ③	

長所・特徴	*先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの
項目 No.	
項目 No.	
課題事項	*伸長すべき点、改善すべき点
項目 No.	
項目 No.	

3 伸長・改善に向けた取り組み

前年度の自己点検・評価の評価結果（【改善勧告】【努力課題】【留意点】等）への対応も含め、伸長・改善に向けた取り組みについて、第三者が理解できるように、根拠資料を用いて説明してください。

<対象年度における取り組み>

伸長・改善の進捗状況	
*成果の有無を問わない、前年度の自己点検・評価シート作成時点での計画の有無を問わない	
項目 No.	
項目 No.	

<今年度の伸長・改善計画>

課題事項と伸長・改善方策（到達目標を含む）	
項目 No. #	
項目 No. #	

4 根拠資料

項目 No.	根拠記号	根拠資料の名称
①#	4#	高崎健康福祉大学 z he サイト 地域・研究活動 (kwsv-2z z z 1dndvdn k idfhs 2rqwilexwlrq) #
①#	5#	ボランティア・市民活動支援センター運営委員会要綱#
①#	6#	子ども・家族支援センター委員会規程#
①#	7#	5354 年度高崎健康福祉大学学生生活ハンドブック#
②	1	玉村町と連携協力に関する協定書
		高崎健康福祉大学公開講座 2021 パンフレット
		高崎健康福祉大学公開講座 2021 パンフレット